

申請同行者による申請状況の説明

釜ヶ崎日雇労働組合執行委員

久保利明 

一、本題に先だって、氏名について、

疏の第三号の第二回応対の状況の中で、相手側として、私のことが久保利明こと松繁逸夫と記されており生年月日が付されている。さらに、疏の第四号においては住所まで付されている。

私は別段、氏名をいつめるいわれも、つもりもなく、住所地が本籍地ともなっており、郵便受けには久保・松繁双方の名称が表示してある。ただ、商業学校卒業後、交友関係が広がり始めると共に、松繁の名が他人には覚えやすく、重松・松枝など

とよく言いまちがわかれたので、いつか簡明なペンネームで生活しようと考え、以後久保判明で生活しているわけである。

だから、別段警察の報告書に久保こと松繁と書かれても公々然のことだから不都合はないのだが、あの文面によるとなにやら取調べを受けたかのごとくであるので、事実を述べる。

八月二十六日 ~~〇~~ 氏に同行したおり、あたくはなんといわれま
すかと聞かれたので「久保です」と申し述べた。その時には
住所、生年月日は聞かされていないし、それ以後も同様である。

念のため申し添えると、私は、西成署に逮捕されたことも
検挙されたこともない。

警察の報告書は、応対時のメモを適当に取捨選択し

後から情報を加えて作成されたものである。

取捨選択の例をあげるならば、応対場所である。

第一回目は「当署二階談話室」となっているが、それ以降は「当署相談室」となっている。正確には、二回目以降は「当署一階相談室」と書かれているけれどもならない。

西成署二階には警備課があり、そこに行くには受付から右へカウラーを信って行き、階段を昇らなくてはならない。

道路使用許可申請は、受付けより左へカウンターによって行き、少し奥に入った所にある。第二回目以後の相談室は、丁度その窓口の前にある。[] 弁はなぜ警備課のある二階に案内

されたのだろうか。そして、[] 弁の再三再四の請求にもかかわらず、申請用紙すら渡されなかったのだろうか。

二、警備課長の同席について、

八月二六日第二回目から私は同行したのであるが、西成署受付に於し、**〇**氏が「警備課」というので、私が「交通課やる」といふと、**〇**氏は「いや、さっき警備課や」といぬれた。と重ぬていったが、そんなはずはないと思ひ、道路使用許可申請の窓口のほうへ行くと、交通課長らがおり、今、部室をあけるから待ってくり」といぬれ、待っていたところ、警備課長らがあらわれて、一階の相談室（二階の談話室でなく）へ案内された。

最初、道路使用許可の担当は交通課であることを確認し、なぜ警備課長が同席しているのかを問いただすと、「固いことないうな、そんなこと」と許可も出せんぞ」といぬれた。

強硬に同席をこばんでも、事態は進展しそうになく、いた

ずらに道路使用許可申請の提出を送らされるだけだと考え

その点については不問に付して本題に入った。(後日、許可状

交付の時、**〇**氏が到着するまで同席していた**〇**氏が、

強硬に警備課長同席の非を追おすると、私達とたかい

あつてすわつていふ警備課長が、別の席へ座を移したことを

考え合わせると、やはり筋は最初から通すべきであつたかと

考えらるる。

なお、許可証受理に際し、交通課のちから、道路使

用許可について警備課のちから連絡があつたのであつた。

おんたう、よっぽど仲がいのかと思つた。といわれ、次回から

は先に交通課に連絡するよう注意された。

三、アッコの言葉について

疏二第三号(七)のAに、対象がいりんのアッコも対象としているので云々の文がある。(対象が重複している)

このとき、警備課長が、あんたらアッコって言う言葉を使
うんか、めしまだ来て日が浅いからの勉強さしてくれ、という
のに対し、**口**が「そりゃ、外の人間からアッコ言われたい
らおこるけど、同じ日雇の仲間どうしがいたら、アッコって
自分のことや仲間のこと言う時あるよ」と教示した。

四、申請用紙の受け渡しについて、

道路使用許可を受けるには、申請用紙をもらって記入し、
ともかく受理してもらわなければならぬと考えたので、
申請用紙については、何度も渡してくめるように申し入れ

た。区役所などの例によると、受付けの時に手数料は必要となるものの、用紙については、簡単に渡してくるので、西成署においても、申請用紙などは印刷されたものがあり、請求すれば、そぐずに手渡されるものだと思っていた。

ところが、申請用紙を渡してくれといつても、交渉がすんでからだとか、道交六法を示して、ここに様式がのつてるからこの通り書いてきらいい、などと言を左右にして用紙を出さなかった。

そして、もうおきらめて帰ろうとした間ぎめになって、用紙を渡すからこのAだせといわれた。今までの経過と区役所などの例から、とても正当な要求とは思われず、根拠のある用紙代金なら、レシートなり領収証なりがあるはずだと

考え、その必要を出したところ、だせないでのことだったので、
これは根拠のない金だと判断するにいたった。

西成署を出たあと、阿倍野の加屋書店に行き、自動車
交通六法、昭和50年版を二千二百円で買い求め、様式の
確認は出されたものの、紙の大きさ、各欄の配分などがよく
わからず、それらの違いを理由に受理を断れらねても
こまると考えて、浪速署に行き、申請用紙を20円払っ
て買い求めた。翌日、窓口で提出し、女子事務官が受
けとったところへ、交通課長がたまたま来合せ、そのは
ちよつと待て、部室準備するからちよつとまててくれ、といわれ、
受理が引き延ばされた。待つ間、イヤがらせかと思つたら
浪速署でも20円とらわれました、というところから笑つてい

五、申請書加筆時の状況

疏に第四〇号のアイにおいて、申請書に加筆された旨の記載があるが、その時に、西成署側同席の四人が、口々に、そのハは六になおせんか、阪神高速を除くのとありりんと書けんかと執拗に、声高に言うので、つい、こうして自白させらるんやなということ、一瞬みなおしだまって、一呼吸置いとんと、ふんたしかと申んか、なでと言ひ、その後はおまり書んかえについで、いはいれなかつた。

また、その前には、こしらが幾度も、馬鹿をいふことも、りはかく、おまんでもいない、と確言しているにもかかわらず、六時以降やるんや、ちう全部つかまえるぞ、という声がでたので、思はず、警察が脅迫するんか、と言ったところ。

ロのききさらにきまつはるかとか、マア、冗談がな、という者がいた。

六、地図の添付について、

疏で第四号イの中で、地図をこころから付けよう申し出た
じ目の記載があるが、地図の添付は西武署側から申し付けられ
たものであり、市内一円の申請であるので、どのように入れたら
よいかもたずねたところ、重点地区を丸で囲んで示してくれれば
いいとのことであった。

七、疎で第五号について、

二の四の場所は、一階申請窓ロ、カーンカーゴしの対応であった。
二の五で代理を申し立てた時に、ちょっと相談してみるのが、
切と六。Aを用意しようといってくれ、という話があった。

また、「今日は日曜日云々」は、交通課長が制服姿でなかった
ことから、「今日は日曜日でもあるし、いつまでも遅らせてあまり
遅くなくてもなんだから、一応控してはみませうけど、代理で
できませんか」という趣旨のことであった。

八、疏己第五号申請人等の反応について

交付後、申請人は黙ってかつうす笑いをしつと書いて
あると、なにやら含みがありそうで不気味であるが、ともかく
一件落着きして、二つり二つりとしたという表現の方が適
切であろうと考える。

また、松繁逸夫は訴訟にすれば組織の広告代が助かる
から訴訟をしますと書いておいて、なにやらいたづらに
裁判制度をもて遊び、まっばら売名行為に及ぶとする

ために訴訟をなすかのごとくであるが、私は、一旦思つて早く申請書を受理し、判断を下すように要望し、私達に不利益をもたらさず内容のものなら、早く救済策の道をとりようとしてくれといつてゐた。

交通の安全や治安の担当にあたるものが、その役目標談得・指導しようとすることはわからないわけではないが、その職分を超え、本率は四者内での調整がなされるはずなのに、当初から警備課長が登場し、あるいは、こちらの意志を明らかにしているのに、外の方法はとれんか、センターだけで充分宣伝になつてゐるで、などと表現の自由の制約をこころみたり、許可申請の受理をいたがらに遅らせたことは、その職分をはるかに超えたことである。

私は、一西が署側の意見もよく聞いたし、私達の考えも述べた。だから、ともかくあるあなたたちの職分の範囲内での仕事、手続きを早く進めてくれ、このままだと、あなた達は裁判官の役目までもやっつけてしまいそうだ。どちらの言い分が正しいかの判断はやはり裁判官に下してもらってほしい。と主張していったのである。

こゝは法治国では当然のことだ。行政官がなした法的処分が最終的に正しいかどうかは、裁判官が判断することだ。それがための裁判制度だと考へる。条件付許可証受理のあと、私の主張をこゝまでの過程で聞いていた交通課長が、一部不許可でもやはり不服申立てするのかと聞いてきたので、やりません、不服審査でなく、

行政事件訴訟であります。と答え、ドアを出しなさいと広告
代が助かるからと言った。

私は過去に「天白王ステッカー事件」なるもので不当
な家宅捜索を受けたことがある。その時は、あまりの不当
さに、令状発行の裁判と押収処分に対し、取り消し
の申し立てを申し立てたところ、思いもかけず大きく
報道された。警察の不当さを広く訴える効果があっ
た。その体験からかかる冗談を言ったものである。

条件付許可処分は不当である、それを訴えることは当
然の権利であり、義務である。そして、訴えなければなら
ないほど不法なことがありますよ、と広い世間には注意を
喚起するのも訴えをおこなったものの義務である。

以上説明してきましたごとく、同じ場所に同じ用件で同席
していたにもかかわらず、警察側の報告と随分違う点があ
る。事實は一つであるのに。

最後に、私・久保利明は、労働者渡世編集委員会、
創造広場、夜間学校、釜日労働争議団のメンバーで
あることを申し添えておきます。

一九八二年九月二日